

「日本遺産村上海賊」開発料理使用の手引き

村上海賊魅力発信推進協議会

日本遺産大使村田吉弘氏、日本遺産大使三國清三氏両氏が開発した「日本遺産村上海賊」開発料理について、以下のとおり使用の基準を定めます。

1 開発料理について

開発料理とは次の料理と定義します。

村田吉弘氏開発 おこぜ茶漬け

三國清三氏開発 玉子グリーンレモン、鶏鍋の塩レモン味、グリーンレモンティー

2 使用について

(1) 日本遺産村上海賊を広める目的のためにレシピを使用する場合は無償使用とします。また、ネーミング、料理の味付けは各飲食店等にてアレンジしていただいてもかまいません。

(原則、飲食店等でお客様に直接提供する場合は無償使用とします。)

(2) 明らかに企業が利益を目的とする販売に対しては有償使用とします。有償使用については別途各企業ごとに契約を行います。

(販売店等で商品に価格を付けて売る行為は有償使用とします。)

3 使用までの手順

使用を希望する方は村上海賊魅力発信推進協議会（以下協議会という）へ申請書（様式1）を提出してください。協議会にて適切な使用であることを確認した後、協議会から認定証及びのぼりなどの販促物を送付しますので掲示をお願いします。

4 留意事項

開発料理は以下のような使用をすることはできません。これらに違反した場合は、認定を取り消し、開発料理の使用を禁ずることとします。

(1) 主として、特定の政治、思想、宗教、募金等の活動と結び付けて使用する場合

(2) 法令や公序良俗に反するような方法で使用する場合

(3) 不当利益を上げることが目的とするような使用となる場合

(4) 「日本遺産」及び「村上海賊」事業等のイメージを損なうおそれがあると認められる場合

使用に当たっては、法令を遵守し、消費者等に誤認や誤解を与えないよう、十分に注意してください。使用に起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処する責任を負うものとし、協議会は一切の責任を負いかねます。

5 本「使用の手引き」の改訂について

本「使用の手引き」は、事前に通知なく、必要に応じて改訂される場合がありますので、ご承知おきください。本「使用の手引き」の改訂により、使用者に不利益が生じたとしても協議会及び日本遺産大使は一切の責任を負わないものとします。